

令和5年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 30件	
1	令和5年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	令和5年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	令和5年度秋田市市有林会計予算の件	
4	令和5年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	令和5年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	令和5年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	令和5年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	令和5年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	令和5年度秋田市学校給食費会計予算の件	
11	令和5年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	

12	令和5年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
13	令和5年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
14	令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
15	令和5年度秋田市水道事業会計予算の件	
16	令和5年度秋田市下水道事業会計予算の件	
17	令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
18	令和4年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件	
19	令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件	
20	令和4年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	
21	令和4年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
22	令和4年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	
23	令和4年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）の件	
24	令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第3号）の件	

25	令和4年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)の件	○資料別紙
26	令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)の件	
27	令和4年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)の件	
28	令和4年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)の件	
29	令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)の件	
30	令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件	
「 条 例 案 」 20件		
31	秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>秋田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年秋田市条例第47号)の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に、秋田市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に係る審査請求について調査審議することを加える。 2 秋田市公文書管理条例の一部を改正する条例の一部を改正し、規定を整備する。 3 その他規定を整備する。 <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>
32	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するた</p>

		め、改正しようとするもの ○改正要旨 1 市長等の給料月額を減ずる特例措置の期間を令和6年3月31日まで延長する。 2 市長等の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を令和5年12月まで延長する。 ○施行期日 令和5年4月1日から
33	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 教育長の給料月額を減ずる特例措置の期間を令和6年3月31日まで延長する。 2 教育長の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を令和5年12月まで延長する。 ○施行期日 令和5年4月1日から
34	秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する件 ・博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号):令和4年4月15日公布、一部を除き令和5年4月1日施行	○改正理由 博物館法の一部改正(令和4年法律第24号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 次に掲げる条例について、規定を整備する。 (1) 秋田市立千秋美術館条例 (2) 秋田市旅館業法施行条例 ○施行期日 令和5年4月1日から
35	秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件 ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号):令和5年2月1日公布、令和5年4月1日施行	○改正理由 出産育児一時金の額を引き上げるとともに、被保険者としなない者について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 児童福祉施設に入所している児童等であつて、扶養義務者のないものは、被保

<p>36 秋田市社会福祉審議会条例等の一部を改正する件</p> <p>・こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）：令和4年6月22日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>険者としなないこととする。</p> <p>2 出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げる。</p> <p>○施行期日等 令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 子ども・子育て支援法の一部改正（令和4年法律第76号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、規定を整備する。</p> <p>(1) 秋田市社会福祉審議会条例 (2) 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例 (3) 秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例</p> <p>○施行期日 令和5年4月1日から</p>
<p>37 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）：令和4年11月30日公布、令和5年4月1日施行</p> <p>・民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）：令和4年12月16日公布、同日施行</p> <p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）：令和4年12月28日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和4年厚生労働省令第159号）等に伴い、指定通所支援の事業等における障害児の安全の確保に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 指定児童発達支援事業者等の従業者は、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児と交流する保育所等の児童への保育に併せて従事することができることとする。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければな</p>

38 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)：令和4年11月30日公布、令和5年4月1日施行
・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第175号)：令和4年12月28日公布、一部を除き令和5年4月1日施行

らないこととする。
3 指定児童発達支援事業者は、障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼等により当該障害児の所在を確認しなければならないこととする。
4 その他規定を整備する。
○施行期日等
令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

○改正理由
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和4年厚生労働省令第159号)等に伴い、放課後児童健全育成事業における利用者の安全の確保に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨
1 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。
2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼等により当該利用者の所在を確認しなければならないこととする。
3 放課後児童健全育成事業者は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
4 放課後児童健全育成事業者は、感染症の予防等の研修および訓練を定期的に実施するよう努めなければならないこととする。

○施行期日等
令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

39	<p>秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)：令和4年11月30日公布、令和5年4月1日施行 ・民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第167号)：令和4年12月16日公布、同日施行 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第175号)：令和4年12月28日公布、一部を除き令和5年4月1日施行 	<p>○改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和4年厚生労働省令第159号)等に伴い、児童福祉施設における児童の安全の確保に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。 2 児童福祉施設は、児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車および降車の際に、点呼等により当該児童の所在を確認しなければならないこととする。 3 保育に支障がない場合は、保育所の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員として兼ねさせることができることとする。 4 懲戒に係る規定を削る。 5 児童福祉施設は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。 6 児童福祉施設は、感染症の予防等の研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする。 7 看護師等を保育士としてみなすことができる場合について、乳児の数の要件を廃止すること等とする。 <p>○施行期日等 令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
40	<p>秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 	<p>○改正理由 子ども・子育て支援法の一部改正(令和4年法律第76号)等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p>

	<p>(令和4年法律第76号)：令和4年6月22日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p> <p>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第65号)：令和4年12月16日公布、同日施行</p>	<p>規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>令和5年4月1日から</p>
41	<p>秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)：令和4年6月22日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p> <p>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)：令和4年12月28日公布、令和5年4月1日施行</p> <p>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件(令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)：令和5年2月3日公布、令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>認定こども園における自動車の運行に係る管理運営等の認定の要件を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定こども園の職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこととする。 2 認定こども園は、子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼等により当該子どもの所在を確認しなければならないこととする。 3 教育保育従事職員については、当分の間、1人に限り、看護師等をもって代えることができること等とする。 4 教育保育従事職員の数に関する基準の対象となる者に看護師等を加える。 5 その他規定を整備する。
42	<p>秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和4年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号)：令和4年12月16日公布、同日施行</p> <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)：令和5年2月3日公布、令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正(令和5年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)等に伴い、幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育に支障がない場合は、幼保連携型認定こども園の職員又は設備の一部を他

	<p>の社会福祉施設の職員又は設備として兼ねさせることができることとする。</p> <p>2 懲戒に係る規定を削る。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。</p> <p>4 園児の保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限り、看護師等をもって代えることができることとする。</p> <p>5 保育教諭の数に関する基準の対象となる者に看護師等を加える。</p> <p>○施行期日 令和5年4月1日から</p>
<p>43 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)：令和4年11月30日公布、令和5年4月1日施行</p> <p>・民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第167号)：令和4年12月16日公布、同日施行</p> <p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第175号)：令和4年12月28日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(令和4年厚生労働省令第159号)等に伴い、家庭的保育事業等における利用乳幼児の安全の確保に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼等により当該利用乳幼児の所在を確認しなければならないこととする。</p> <p>3 保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併設する他の社会福祉施設の設備および職員として兼ねさせることができることとする。</p> <p>4 懲戒に係る規定を削除とする。</p>

<p>44 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件 ・道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第378号）： 令和4年12月14日公布、令和5年4月1日施行</p>	<p>5 家庭的保育事業者等は、感染症の予防等の研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする。</p> <p>○施行期日等 令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 占用料の額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 占用料の額を改定する。</p> <p>○施行期日等 令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>45 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件 ・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）： 令和4年6月17日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 建築基準法の一部改正（令和4年法律第69号）に伴い、建築物の容積率の特例認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の手数料を新設する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の容積率の特例認定申請手数料 (2) 建築物の高さの特例許可申請手数料 (3) 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 2 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 令和5年4月1日から</p>
<p>46 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件 ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号）： 令和4年8月16日公布、令和4年10月1日施行 ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）： 令和4年11月</p>	<p>○改正理由 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正（令和4年経済産業省・国土交通省令第2号）等に伴い、簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p>

	7日公布、同日施行	<p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建ての住宅における簡易な評価方法による建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請手数料等を定める。 2 その他規定を整備する。 <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>
47	秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>簡易な評価方法による低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建ての住宅における簡易な評価方法による低炭素建築物新築等計画に係る認定申請手数料等を定める。 2 その他規定を整備する。 <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>
48	秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>太平中学校、豊岩中学校および下浜中学校の廃止に伴い、下浜小学校、豊岩小学校共同調理場の設置等を行うため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 太平小学校、太平中学校共同調理場を廃止する。 2 下北手小学校、下北手中学校共同調理場の名称を下北手小学校等共同調理場に改める。 3 下浜小学校、豊岩小学校共同調理場を設置する。 <p>○施行期日</p> <p>令和5年4月1日から</p>
49	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>仁井田浄水場の更新等ならびに下新城北部農業集落排水施設および下新城南部農業</p>

		<p>集落排水施設の廃止に伴い、水道事業の給水人口等および農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 水道事業の給水人口および1日最大給水量を改めるとともに、規定を整備する。</p> <p>2 農業集落排水事業の排水区域面積、排水人口および1日最大処理能力を改める。</p> <p>○施行期日</p> <p>令和5年4月1日から</p>
50	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>下新城北部農業集落排水施設および下新城南部農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>下新城北部農業集落排水施設および下新城南部農業集落排水施設を廃止する。</p> <p>○施行期日等</p> <p>令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
「 単 行 案 」 26件		
51	令和4年度秋田市一般会計補正予算（第9号）に関する専決処分について承認を求める件	<p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 令和5年2月6日 ・補正額 1,000,000千円 ・補正後の一般会計予算額 151,957,326千円 <p>(補正後の除排雪関係経費予算額)</p> <p style="text-align: right;">2,200,000千円</p> <p>※専決処分した理由</p> <p>今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p style="text-align: right;">※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>

52	公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件	<p>○工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟を学生のアトリエ等として活用することに伴い、一般利用の使用料を削除しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第23条第2項</p>
53	地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を認可する件	<p>○個人情報保護に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号）等に伴い、第2期中期計画の一部の変更を認可しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第83条第3項</p>
54	包括外部監査契約を締結する件	<p>○令和5年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 ・契約金額 6,688,000円を上限とする額 ・契約の相手 津村隆(資格：公認会計士) <p>※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項</p>
55	秋田市外旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○外旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 外旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
56	秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 勝平地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

57	秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 浜田地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
58	秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 下浜地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
59	秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 港北地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
60	秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 下新城地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
61	秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 飯島南地区コミュニティセンター管理

		<p>運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
62	秋田市土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を指定する件	<p>○土崎みなと歴史伝承館の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 土崎みなと街づくり協議会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
63	秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○大住地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 大住地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
64	秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 明德地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
65	秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○太平地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 太平地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

66	秋田市下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 下北手地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
67	秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 泉地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
68	秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 八橋地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
69	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 5路線 延長596.70m ・認定後の市道路線延長 約2,026.2km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
70	秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市新屋栗田町24番1号 ・契約金額 2,911,700,000円 ・契約先 住建・珍田・伊藤工業建設工事共同企業体

		<ul style="list-style-type: none"> ・工 期 令和6年11月29日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 校 舎 棟 木造一部RC造3階建て 給 食 棟 鉄骨造2階建て 屋内運動場棟 RC造一部鉄骨造2階建て 延 べ 面 積 9,659.82㎡ <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
71	秋田市立日新小学校増改築電気設備工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立日新小学校増改築電気設備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市新屋栗田町24番1号 ・契約金額 412,500,000円 ・契 約 先 羽後電設・本荘電気・松澤電気特定建設工事共同企業体 ・工 期 令和6年11月29日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 受変電設備工事 電灯設備工事 音響設備工事 火災報知設備工事ほか <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
72	秋田市立日新小学校増改築機械設備工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立日新小学校増改築機械設備工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市新屋栗田町24番1号 ・契約金額 425,260,000円 ・契 約 先 山二・羽後・カミオ特定建設工事共同企業体 ・工 期 令和6年11月29日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 空気調和設備工事 給排水衛生設備工事ほか <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
73	除雪グレーダを買い入れる件	<p>○除雪グレーダを買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫 ・契約金額 73,700,000円 ・契 約 先 コマツ秋田株式会社秋田支店 ・納 期 令和5年12月28日まで

		<ul style="list-style-type: none"> ・主要諸元 条 件 除雪グレーダ（4.0m級） 数 量 2台 全 長 10,000mm以下 全 幅 2,700mm以下 乗車定員 1名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
74	土地を買い入れる件	<p>○下新城大規模堆雪場（仮称）整備に伴い必要となる土地を取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在 秋田市下新城中野字街道端西 240番50他3筆 ・種 類 山林 ・面 積 7,932㎡ ・契約金額 21,019,800円 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
75	土地を買い入れる件	<p>○下新城大規模堆雪場（仮称）整備に伴い必要となる土地を取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在 秋田市下新城中野字街道端西 240番30他3筆 ・種 類 山林 ・面 積 12,265㎡ ・契約金額 32,502,250円 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
76	土地を買い入れる件	<p>○下新城大規模堆雪場（仮称）整備に伴い必要となる土地を取得しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所 在 秋田市下新城中野字街道端西 240番29他3筆 ・種 類 山林 ・面 積 10,040㎡ ・契約金額 26,606,000円 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

「追加提案」

「人事案」 7件

77	秋田市教育委員会教育長の任命について同意を求める件	○教育長佐藤孝哉氏の任期満了（令和5年5月12日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの ・任期3年 ※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
78	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	○教育委員会委員藤垣真紀子氏の任期満了（令和5年3月31日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの ・任期4年 ※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項
79	秋田市監査委員の選任について同意を求める件	○監査委員島崎正実氏の任期満了（令和5年3月31日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期4年 ※提出根拠法：地方自治法第196条第1項
80	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員浅野進氏の任期満了（令和5年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
81	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員熊谷鉄美氏の任期満了（令和5年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
82	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員鶴田悦子氏の任期満了（令和5年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項

83	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員阿部英子氏の任期満了（令和5年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
----	--------------------------	--